

阿賀野市告示第179号

阿賀野市地方就職学生支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年8月27日

阿賀野市長 加藤博幸

阿賀野市地方就職学生支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱

阿賀野市地方就職学生支援補助金交付要綱（令和6年阿賀野市告示第146号）の一部を次のように改正する。

第1条中「卒業」の次に「・修了」を加える。

第4条中「回数は」の次に「、就職活動等に係る経費（交通費）及び移住に係る経費（移転費）それぞれ」を加える。

第5条第1号中「就業先の内定証明書」の次に「又は就業証明書」を加え、同条第2号及び第3号を次のように改める。

(2) 在学証明書又は卒業・修了証明書（卒業・修了日から就業開始が1年以内のもの（ただし、在学中に交通費を申請する場合、在学証明書は卒業・修了学年である確認がとれるもの。学年の記載がない場合には、発行済みの証明書に加筆・押印（公印）すること。）。

(3) 振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し

第7条第2号中「職」を「就業先」に改め、「場合」の次に「(在学中に交通費を申請する場合)」を加え、同条第3号中「場合(」の次に「在学中に交通費を申請する場合。」を加え、同条第4号中「職」を「就業先」に改め、同条第6号中「未満で」を「以上5年以内に」に改める。

第1号様式を次のように改める。

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

阿賀野市長 様

《申請者》

住 所
氏 名
電話番号
メールアドレス

阿賀野市地方就職学生支援補助金交付申請書兼実績報告書（交通費補助）

阿賀野市地方就職学生支援補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けたいので、阿賀野市地方就職学生支援補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請するとともに、実績を報告します。

記

1 補助金交付申請額

交付申請額	金	円
-------	---	---

2 交付申請額の積算

①実際にかかった交通費の合計	円
②企業から交通費として支給を受けた額	円
③ (①-②) × 1 / 2 (100円未満切り捨て)	円
④補助金の上限額	円
⑤交付申請額 (③と④を比較して低い方の金額)	円

3 就職活動訪問先

訪問先	企業名	
	所在地	
	会場住所	
就職活動日	年 月 日	
内定日	年 月 日	

4 移動経路（往復）

日付	交通機関の名称	出発地	到着地	利用区間	費用
		(バス停名・駅名・空港名など)			
				往・復	

5 補助金の振込先

金融機関名		本支店名	
預金種別	普通（総合） ・ 当座		
フリガナ			
口座名義人			
口座番号			(左詰で記入してください)

6 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）※

別紙1「阿賀野市地方就職学生支援補助金の交付申請に関する誓約事項」に記載の内容について	A. 誓約する	B. 誓約しない
別紙1「地方就職学生支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載の内容について	A. 同意する	B. 同意しない
卒業後、上記内定企業に就職し、阿賀野市に移住する意思について	A. 意思がある	B. 意思がない
申請から5年以上継続して、阿賀野市に居住する意思について	A. 意思がある	B. 意思がない
暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有するものでないことについて	A. 該当する	B. 該当しない
就職先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係について	A. 3親等以内の親族に該当しない	B. 3親等以内の親族に該当する
該当する経費について、新潟県が実施する「U・Iターン学生就職面接等交通費助成事業」の申請状況について	A. 申請していない	B. 申請している

※各種確認事項のB.に○を付けた場合、補助金の支給対象となりません。

7 添付書類

- ・就業先の内定証明書又は就業証明書
- ・在学証明書又は卒業・修了証明書
- ・振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し
- ・交通費を支払ったことを証明できる書類
- ・写真付き本人確認書類の写し
- ・移住元の住所を確認できる書類（住民票の写し等）
- ・その他市長が必要と認める書類（)

管理コード（新潟県及び阿賀野市使用欄）	
---------------------	--

(第1号様式別紙1)

阿賀野市地方就職学生支援補助金の交付申請に関する誓約事項

- 1 地方就職学生支援事業に関する報告及び立入調査について、新潟県及び阿賀野市から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、阿賀野市移住・就業支援事業における地方就職学生支援補助金交付要綱第7条の規定に基づき、速やかに阿賀野市に報告し、地方就職学生支援補助金(以下「補助金」という)。の全額又は半額を返還します。
 - (1) 補助金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - (2) (在学中に交通費を申請する場合)
補助金の申請日から1年以内に要件を満たす就業先への就業を行わなかった場合
：全額
 - (3) (在学中に交通費を申請する場合)
補助金の申請日から1年以内に阿賀野市に転入しなかった場合(ただし、申請時に既に阿賀野市に住民票がある場合は除く)：全額
 - (4) 補助金の要件を満たす就業先を就業開始日から1年以内に辞した場合(ただし、退職日から3か月以内に補助金の要件を満たす県内の別の企業に就業する場合を除く)
：全額
 - (5) 転入日から3年未満で本市以外へ転出した場合。ただし、住民票を移さず転出していた者については、要件を満たす企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日から3年未満で本市以外へ転出した場合：全額
 - (6) 転入日から3年以上5年以内に本市以外へ転出した場合。ただし、住民票を移さず転出していた者については、要件を満たす企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日から3年以上5年以内に本市以外へ転出した場合：半額

地方就職学生支援事業に係る個人情報の取扱い

新潟県及び阿賀野市は、地方就職学生支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、新潟県及び阿賀野市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する地方就職学生支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、確認する場合があります。

第1号様式の2を次のように改める。

第1号様式の2（第5条関係）

年 月 日

阿賀野市長 様

《申請者》

住 所
氏 名
電話番号.....
メールアドレス.....

阿賀野市地方就職学生支援補助金交付申請書兼実績報告書（移転費補助）

阿賀野市地方就職学生支援補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けたいので、阿賀野市地方就職学生支援補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請するとともに、実績を報告します。

記

1 補助金交付申請額

交付申請額	金	円
-------	---	---

2 交付申請額の積算

①実際にかかった移転費の合計	円
②企業から移転費として支給を受けた額	円
③ (①-②) × 1 / 2 (100円未満切り捨て)	円
④補助金の上限額	円
⑤交付申請額 (③と④を比較して低い方の金額)	円

3 勤務先企業

勤務先	企業名	
	所在地	
就業開始日	年	月 日

4 移転内容（往復）

日付	移住元（東京圏）	移住先	費用 ※1

※1 費用等の詳細については、別途領収書で確認するため、併せてご提出ください。

5 移住前の住民票の所在について（該当する欄に○を付けてください）

A 阿賀野市に元からある（住民票を移動させていない）※2	
B 他地域から新たに移住してきた（住民票を移動させた）※2	

※2 状況に応じた「移住元の住所の確認ができる資料」をご提出ください。

6 補助金の振込先

金融機関名		本支店名	
預金種別	普通（総合） ・ 当座		
フリガナ			
口座名義人			
口座番号			(左詰で記入してください)

6 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）※

別紙1「阿賀野市地方就職学生支援補助金の交付申請に関する誓約事項」に記載の内容について	A. 誓約する	B. 誓約しない
別紙1「地方就職学生支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載の内容について	A. 同意する	B. 同意しない
申請から5年以上継続して、阿賀野市に居住する意思について	A. 意思がある	B. 意思がない
暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有するものでないことについて	A. 該当する	B. 該当しない

※各種確認事項のB.に○を付けた場合、補助金の支給対象となりません。

7 添付書類

- ・ 就業証明書
- ・ 在学証明書又は卒業・修了証明書
- ・ 振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し
- ・ 移転費を支払ったことを証明できる書類
- ・ 写真付き本人確認書類の写し
- ・ 移住元の住所を確認できる書類（住民票の写し等）
- ・ その他市長が必要と認める書類（)

管理コード（新潟県及び阿賀野市使用欄）	
---------------------	--

(第1号様式の2別紙1)

阿賀野市地方就職学生支援補助金の交付申請に関する誓約事項

- 1 地方就職学生支援事業に関する報告及び立入調査について、新潟県及び阿賀野市から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、阿賀野市移住・就業支援事業における地方就職学生支援補助金交付要綱第7条の規定に基づき、速やかに阿賀野市に報告し、地方就職学生支援補助金(以下「補助金」という)。の全額又は半額を返還します。
 - (1) 補助金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - (2) (在学中に交通費を申請する場合)
補助金の申請日から1年以内に要件を満たす就業先への就業を行わなかった場合
：全額
 - (3) (在学中に交通費を申請する場合)
補助金の申請日から1年以内に阿賀野市に転入しなかった場合(ただし、申請時に既に阿賀野市に住民票がある場合は除く)：全額
 - (4) 補助金の要件を満たす就業先を就業開始日から1年以内に辞した場合(ただし、退職日から3か月以内に補助金の要件を満たす県内の別の企業に就業する場合を除く)
：全額
 - (5) 転入日から3年未満で本市以外へ転出した場合。ただし、住民票を移さず転出していた者については、要件を満たす企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日から3年未満で本市以外へ転出した場合：全額
 - (6) 転入日から3年以上5年以内に本市以外へ転出した場合。ただし、住民票を移さず転出していた者については、要件を満たす企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日から3年以上5年以内に本市以外へ転出した場合：半額

地方就職学生支援事業に係る個人情報の取扱い

新潟県及び阿賀野市は、地方就職学生支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、新潟県及び阿賀野市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する地方就職学生支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、確認する場合があります。

第2号様式を次のように改める。

第2号様式（第5条関係）

年 月 日

阿賀野市長 様

所在地.....
事業者名.....
代表者名..... ㊟
電話番号.....
担当者.....

内 定 証 明 書

以下の者の採用を内定したことについて証明いたします。

1 内定者情報

フリガナ	
氏名	
生年月日	年 月 日

2 採用活動情報

就職活動等実施日	年 月 日
実施場所	会社住所と同じ ・ それ以外の場所
	(会社住所と異なる(それ以外の場所に○をつけた)場合、住所を記載してください。)
内定日	年 月 日
交通費支給額	(交通費を複数回支給している場合は、総額ではなく上記面接・試験日の1日分について記載してください。支給していない場合は0を記載してください。) 円

3 就業条件等

入社予定日	
勤務地に関する特記事項	(※勤務地限定型の採用の場合、その内容を記載してください。そうでない場合は記載不要です。)

(以下は、申請者が記載してください。)

上記内定を承諾し、地方就職支援金を申請いたします。

申請者氏名： _____

第3号様式を次のように改める。

第3号様式（第6条関係）

年 月 日

様

阿賀野市長

阿賀野市地方就職学生支援補助金交付・不交付決定通知書

年 月 日付で申請があった阿賀野市地方就職学生支援補助金（以下「補助金」という。）について、下記のとおり決定したので、阿賀野市地方就職学生支援補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第6条の規定により通知します。

記

1 決定の内容 交付 ・ 不交付

（交付の場合）

補助金交付額 金 _____ 円

（不交付の場合）※補助金は交付しない。

不交付の理由（ _____ ）

2 振込予定日 年 月 日

※指定の振込口座に入金されるまでに、数日かかる場合がございます。

※地方就職支援金は、御登録いただいた以下の口座に振り込みます。

振込先金融機関名：

振込先口座番号（下3桁）：

振込先口座名義：

（裏面もあります）

(備考)

- 1 阿賀野市は、要綱第7条の規定に基づき、以下の場合には、補助金の全額又は半額の返還を請求します。
 - ・虚偽の申請であることや、居住や就業の実態がないことが明らかとなった場合：全額
 - ・(在学中に交通費を申請する場合)
申請日から1年以内に補助金の要件を満たす就業先への就業を行わなかった場合：全額
 - ・(在学中に交通費を申請する場合)
申請日から1年以内に阿賀野市に転入しなかった場合(ただし、申請時に既に阿賀野市に住民票がある場合は除く)：全額
 - ・就業開始日から1年以内に補助金の要件を満たす就業先を辞した場合：全額
(ただし、退職日から3か月以内に補助金の要件を満たす県内の別の企業に就業する場合を除く)
 - ・阿賀野市への転入日から3年未満で本市以外へ転出した場合。ただし、住民票を移さず転出していた者については、要件を満たす企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日から3年未満で阿賀野市以外へ転出した場合：全額
 - ・阿賀野市への転入日から3年以上5年以内に本市以外へ転出した場合。ただし、住民票を移さず転出していた者については、要件を満たす企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日から3年以上5年以内に阿賀野市以外へ転出した場合 半額

- 2 阿賀野市は、要綱第9条の規定に基づき、補助金交付事業の効果を確認するため、及び新潟県地方就職学生支援事業(以下「事業」という。)が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容で申請したものと推定し、備考1に定める返還請求を行う場合があります。

- 3 新潟県及び阿賀野市は、事業の実施に際して得た個人情報について、新潟県及び阿賀野市が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。
また、新潟県及び阿賀野市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する地方就職学生支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

管理コード	
-------	--

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和7年8月27日から施行し、改正後の阿賀野市地方就職学生支援補助金交付要綱の規定は、令和7年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の阿賀野市地方就職学生支援補助金交付要綱の規定は、令和7年4月1日以降に転入した者に適用し、同日前に転入した者は、なお従前の例による。
- 3 前項の「転入」は、就職活動等に係る経費（交通費）については、「就職先企業に内定」と読み替えるものとする。